



宮 崎 県 公 報

令和3年1月14日(木曜日) 第 171 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示

○救急病院の認定…………… (医療業務課) 1

頁

○民有林の保安林の指定予定 (2件) …………… (自然環境課) 1
○道路の供用の開始 (2件) …………… (道路保全課) 1
公 告
○公共測量の実施の通知…………… (管理課) 2
○二級建築士免許の取消し…………… (建築住宅課) 2

告 示

宮崎県告示第20号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院と認定した。

令和3年1月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
迫田病院	宮崎市城ヶ崎3丁目2番地1

2 救急病院の認定の有効期間

令和3年1月11日から令和6年1月10日まで

宮崎県告示第21号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和3年1月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日向市東郷町山陰字内ノ口辛1132-2(次の図に示す部分に限る。)、辛1126、辛1134-6

2 指定の目的 水源^{かん}の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに日向市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第22号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和3年1月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日南市北郷町郷之原字牧谷甲2834(次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第23号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和3年1月14日から同年同月28日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年1月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	503号	東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字鶴野1067番17から同郡同村同大字同字1064番2地先まで	令和3年1月14日

宮崎県告示第24号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 3 年 1 月 14 日から同年同月 28 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 3 年 1 月 14 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
432	県道	元狩倉 日南線	日南市大字 吉野方字長 谷場1376番 1 から同市 同大字同字 1374番 1 ま で	令和 3 年 1 月 14 日

公 告

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第 14条第 1 項の規定により、公共測量の実施について、熊本防衛支局長から次のとおり通知があった。

令和 3 年 1 月 14 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類
公共測量（施設測量、基準点測量）
- 2 作業地域
児湯郡新富町
- 3 作業期間
令和 2 年 12 月 21 日から令和 3 年 3 月 26 日まで

建築士法（昭和25年法律第 202号）第 9 条第 1 項の規定により、建築士の免許を次のとおり取り消した。

令和 3 年 1 月 14 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 免許の取消しをした年月日
令和 3 年 1 月 5 日
- 2 免許の取消しを受けた建築士
 - (1) 氏名
阪本 隆一
 - (2) 二級建築士又は木造建築士の別
二級建築士
 - (3) 登録番号
宮崎県知事登録第7482号
- 3 免許の取消しの理由
建築士法第 8 条の 2 の規定により、二級建築士が死亡した旨の届出があったため。